

[事案 27-73] 損害賠償請求

・平成 27 年 11 月 20 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約の際、募集人から、絶対に損をさせない旨の説明を受けたことなどを理由に、少なくとも既払込保険料と受け取った解約返戻金との差額の支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和60年2月、定期保険特約付養老保険の契約時、募集人から、満期時には配当金を含めて約585万円を受け取ることができ、絶対に損はさせない保険であると説明された。

しかし、実際の受取金額は約239万円であったので、少なくとも、既払込保険料である約312万円を下回った分を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集時期は約30年前であり、募集人は当時の内容を記憶していないが、当時、募集人は通常、「満期時受取額が保険料総額を下回ることはない」との説明はしていない。
- (2)募集人が申立人に対して、絶対に損をさせない保険であると説明したという事実もない。
- (3)設計書にもパンフレットにも誤解を招くような記載はないうえ、配当金は変動することから、今後の支払いを約束するものではない旨の注意文言がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人への事情聴取も行おうとしたが、後記の理由により実現できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)約款の規定によると、配当金の支払原資は決算で生じた剰余金の一部であるので、契約時に配当金額は確定できない。また、設計書等に記載された配当金は予測金額であり、その旨の注意書きが明確に記載されている。そして、約款および設計書等のいずれにも、支払保険料と少なくとも同額の満期保険金および満期時積立配当金を支払う旨の記載はないので、保険会社には、そのような支払義務はないと考えられる。
- (2)募集人が募集時に、「絶対に損をさせない」旨の説明をしたかどうかを判断するためには、契約時の状況を明らかにする必要があるが、契約時期は約 30 年前で、募集人の退職時期は 20 年前であり、当時の状況を明らかにすることは非常に困難である。また、募集人は事情聴取の依頼に対し、当時の具体的な状況は記憶しておらず、精神的に苦痛であるので協力することはできない旨を保険会社に伝えている。以上より、現時点で当時、具体的にどのような説明があったかを明らかにすることは不可能であるので、当審査会では、募集人の説明義務違反の有無を判断することはできない。